

会 員 各 位

公益社団法人 秋田県獣医師会

会 長 砂 原 和 文

(公 印 省 略)

狂犬病予防法に基づく予防注射の時期について

狂犬病予防注射の実施については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、地域の実状に合わせた柔軟な対応がとられるよう日本獣医師会から厚生労働省に対し働きかけを行ってきました。

今般、別添写しのとおり令和2年4月8日付け事務連絡により厚生労働省健康局結核感染症課から日本獣医師会に通知があり当会に連絡が入りましたのでお知らせします。

このたびの通知は、①狂犬病予防法第5条及び狂犬病予防法施行規則第11条の規定に基づき、4月1日から6月30日までとされている予防注射時期について、感染症のまん延防止の観点から7月1日以降としても差し支えないとする方向で検討を進めていること、及び②市町村における集合注射の実施の可否についても、各地域での感染症の発生状況を踏まえ柔軟に検討するとともに、実施する場合は感染防御対策の徹底に努めていただきたい。

当会においては、4月7日から男鹿市を皮切りに集合注射を実施しておりますが、別添「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、会場に消毒薬を設置し、獣医師はマスクを着用するとともに、飼い主にも手洗い、咳エチケット、飼い主同士の距離間等の感染防護の徹底・指導をお願いいたします。

なお、今後の県内の発生状況如何により集合注射の実施の中止又は延期とする市町村が出てくると思われますが、本会としては各市町村の意向に合わせ柔軟に対応していきたいと考えております。



事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 8 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 4 月 7 日に緊急事態宣言が行われ、感染拡大の防止に向けた取組が全国的に更に進められているところです。

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。）に基づく狂犬病の予防注射については、法第 5 条及び狂犬病予防法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 52 号）第 11 条の規定に基づき、犬の所有者は、所有する犬について毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に予防注射を受けることとされているところですが、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、感染症のまん延防止の観点から、当該予防注射の時期について、本年 7 月以降に受けることも差し支えないこととする方向で検討を進めておりますので、事前に御連絡いたします。

都道府県等におかれましては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、当該予防注射の実施時期に基づき犬の所有者が外出する機会が増えることのないよう柔軟に検討いただきますよう、管内の市区町村を含む関係者に周知方よろしく申し上げます。また、市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、各地域での発生状況等を踏まえ柔軟に検討いただくとともに、実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないよう感染防御対策を徹底いただくようよろしくお願いいたします。

なお、同内容の事務連絡につきましては公益社団法人日本獣医師会にも送付しておりますので併せて御連絡します。